

少年とともに



研修会報告

「虐待を疑われる親から事件を受任する際の留意点」

山本 翔 Yamamoto Sho (61期)

1 はじめに

当委員会が運営しているキッズひまわりホットライン（子どもの悩みごと相談）では、これまで、いじめ、学校でのトラブル、虐待など子どもに関する諸問題についての相談を受けてきたところですが、従来、虐待を疑われている親からの事件については、受任しないことが望ましいとされてきました。先般、この考え方を見直し、ルールを明確化する観点から、令和6年4月1日以降、子どもの福祉や利益に適合するような対応を行うよう留意しつつ、虐待を疑われている親からの事件を受任することを一律に否定しないこととされました。

これを踏まえ、任期付公務員として特別区の児童相談所（以下「児相」といいます。）に勤務している安井飛鳥弁護士（当会）と、虐待を疑われている親側の代理人を多く務めてきた高島惇弁護士（東京弁護士会）のお二人を講師としてお招きし、令和7年2月に「虐待を疑われる親から事件を受任する際の留意点」と題する研修会を実施しました。本稿では、この研修会を報告させていただきます。

2 安井弁護士による講演

(1) 親支援という観点

安井弁護士からは、児相の実務を踏まえ、虐待

を疑われる親から事件を受任する際の留意点について話していただきました。まず、大人の生活困窮、障害、精神疾患といった親支援という観点も大事であるものの、児童福祉法等の各種の法制度では、子どもへの支援が中心となっており、親支援という観点が弱いという指摘がありました。子どもと一番身近にいる親を支援することを通じて問題解決につながり得るという観点を持つことが重要だと感じました。

(2) 児童相談所の実情

次に、児相の実情として、自治体によって運用や仕組みが異なるとの指摘がされました。例えば、東京では、特別区でも児相を設置できるようになり、いくつかの区においても児相が設置されるに至っていますが、各自治体の裁量も広く、事情も異なるため、それぞれのローカルルールを確認しながら事件を処理していくことが重要であるとの指摘でした。

また、最近の都心部では、一時保護が急増しており、特に、中高生層が一時保護される割合も増えているとのことでした。DV防止法によるDVの通報が増えるようになって以降、これを端緒とした警察から児相に対する心理的虐待を理由とする通告がされた割合も増え続けているとのことでした。

(3) 児童相談所における措置の実情

児相としては、虐待があったかどうかという観

点よりも、子どもの利益を害する状態に至っていないかという観点から、幅広い視点で総合的に評価して方針を決めているとのことでした。児相は、親と対立関係にあるわけではないので、虐待の有無だけでなく、今後の見通しなどを含めて総合的に判断するように努めているとのことです。

(4) 最後に

特に印象に残ったのは、子どもの意見や声は、関係性固有のものという指摘でした。子どもは、聴く人によって異なる応答をすることがしばしばあり、子どもの声は、関係性の中で生じ得る側面もあるため、矛盾するような言動をしていたとしても、冷静に向き合う必要があるとのことです。また、祖父母等の親族が親のストレスの原因になっているなど、虐待が連鎖している可能性もあるため、必ずしも親族が適切な社会的資源にはならないこともあるとの指摘も大変参考になりました。

3 高島弁護士による講演

(1) 未来志向という観点

高島弁護士からは、親と児相との関係構築の橋渡し役になることは、子どもの利益にもつながるという指摘がまずありました。刑事事件では、事実認定を徹底的に争うこともありますが、児童福祉の場面では、過去に起きた事実の有無も大事であるものの、今後、どのように家族が再統合を果たしていくのかという未来志向の観点も大事だという話が紹介されました。

(2) 事件の受任

一時保護された場合で、2か月を過ぎても子どもが自宅に帰ってこないようなタイミングや、施設入所の措置に親が同意しなかったため、家庭裁判所における延長の承認に係る審判がされるタイミングで依頼があることが少なくないとのことです。家庭裁判所での審判を既に経ているケースでは、児相からの申立書を閲覧することにより、事実関係を把握することができる場合があり、裁判所が虐待を認定しているかどうかという点と、親子分離を継続する必要があるかどうかという点に着目する必要があるとのことです。

(3) 親との向き合い方

親から事件を受ける場合の特徴としては、既に

子どもが保護された後に相談が来るため、子どもから直接、事情を聞くことができないとのことでした。このため、親からの話のみで事実関係を判断するしかなく、非言語的反応（外見、表情、話し方、態度等）にも注目する必要があるとのことです。また、親自身が発達特性や障害を抱えている場合や、幼少期に虐待を受けている場合もあることに加え、通常の家庭観とは異なる価値観を持っているかなどの家庭が抱えている問題点も最初の段階で確認することが重要とのことです。虐待の有無のみに焦点を当てるに、そこに過剰反応してしまう親もいるため、親自身も認めている問題点に着目しながら、児相との間に立って調整していく必要があるとの指摘もありました。

(4) 施設入所措置への対応

児相による施設入所措置に同意するかどうかのアドバイスをする際に悩ましい場面があるとのことです。措置について審判で争うとなると、半年から1年以上を要することもあり、また、審判が係属している間はケースワークの交渉をしないと明言している児相もあるため、並行して親子再統合の調整ができないという問題もあるとのことです。

(5) 面会通信制限

昨今、児相による親と子どもの面会や通信を制限されたケースについては、国家賠償訴訟として争われているケースがあるとのことです。特に、親ではなく、子どもが有する面会通信権が侵害された場合、具体的には、子どもが親と会いたいと主張しているのに会わせてもらえない場合については、面会制限が違法となるという立論もあり得るのではないかとの指摘もありました。

4 おわりに

研修会の報告は、以上ですが、一時保護時の司法審査が導入された改正児童福祉法が令和7年6月1日に施行されたばかりであり、また、最近では、一時保護所の定員超過や、在所期間の長期化という深刻な問題が発生しているとの報道もされています。今後も、児童福祉を巡る情勢に注目しておく必要があるといえます。

初めての付添人活動

川村 茉由 Kawamura Mayu (76期)

1 少年事件に取り組みたいと思ったきっかけ

私が少年事件に取り組みたいと思うようになったきっかけは、小学生の頃に読んだ大平光代先生の著書「だから、あなたも生きぬいて」にある。

中学時代に壮絶ないじめを受け、非行に走った大平先生が、一人の大人との出会いを機に立ち直り、弁護士となり、多くの非行少年の更生に尽力した姿に心を打たれた。

私も、これまで、人生の節目で出会った大人たちの言葉や行動に支えられてきた。

今度は私が、弁護士の仕事を通じて、少年たちの心を支える大人になりたい。

そう思い、弁護士1年目に、早速、少年事件の名簿に登録した。

2 初回接見

初めて配点を受けた事件は、高校1年生の女の子が関わった窃盗の事件だった。共犯少年2人とともにスーパーでタバコ3箱を万引きしたという事案である。初めての少年事件ということもあり、少年と面会する前は、どんな子なのだろうという不安もあった。「気が強くて反発的な子だったらどうしよう……。」そんな思いで、午後7時頃、接見室に入った。

しかし実際に会った彼女は、こちらの言葉にじっと耳を傾けた後、目にためていた涙をぼろぼろこぼし、開口一番にこう言った。

「両親に申し訳ない、合わせる顔がない。」

その言葉に偽りはなく、心からの後悔、そして両親に対する謝罪の気持ちが込められていたようを感じた。

初回接見では、今回の事件に至った経緯、交友関係、現在高校に通えていないこと、家族のこと、補導歴など、色々な話を聞いた。規範意識が十分ではないところがあったが、素直で率直で、自分の気持ちをしっかり表現して伝えられる少年だと思った。

接見室を出てから、急いで少年の母親と連絡を取り、再度接見に行き、母親と連絡が取れたことを伝えた。二度目に接見室を出る時、少年は、ガラス越しに笑顔で手を振ってくれた。

その後、家裁送致日までの間は、少年との接見、両親との連絡、検察官を介した被害店舗への連絡、当時少年が在学していた高校の担任教師への連絡等を行った。

あっという間に日が経ち、家裁送致日が迫ってきた。

3 家裁送致日

家裁送致日には、観護措置の回避を求める意見書を提出した。

本件は、共犯少年がいる事案であり、示談が成立しておらず、かつ余罪もあったため、観護措置を回避することは難しいだろうと予測していた。それでも、できることは全てやってみようと思い、家裁送致日の前日に少年の両親と面会し、身元引受書を作成した。そして、夜中の2時頃まで、眠い目をこすりながら意見書を起案し、送致日の午前中に意見書を提出した。この日は用事があり裁判官面接に行くことができなかったため、事務所で裁判所からの連絡を待った。

夕方頃、裁判所から一時帰宅処分となった旨の連絡があったときは、嬉しい気持ちと安堵の気持ちで一杯になった。

4 調査官面接

一時帰宅処分後、調査官の事前の了承を得て、調査官面接に同席した。この日は、調査官、少年、保護者、私の計4名が出席し、まず調査官から少年事件の手続の流れや今回の非行事実について説明がなされた後、エゴグラムによる性格診断、少年と保護者に対する個別の聞き取り、再非行を防止するための指導等が行われた。

印象的だったのは、調査官が、性格診断で判明した少年の特性に合わせて、指導の内容を工夫し

ていたということだ。調査官は、少年の共感力が高いという特性を活かし、万引きが被害店舗や従業員に与える被害の内容、それにより、店舗責任者や従業員がどのような気持ちになるのかを具体的に想像してもらい、少年の反省を促していた。

他方で、理論的な説明の方が理解を得られやすいような少年の場合は、万引きによる被害金額が総額どの程度になるのかを少年の前で計算してみて、被害の大きさを実感してもらうなどの工夫をしているとのことだった。

後日行われた調査官との1対1の面接では、非行原因や処分の見通しについて意見交換を行った。非行原因については、調査官が分析していた非行原因と私が分析していた非行原因が概ね一致していること、処分の見通しについては、現時点での調査官意見が一般短期の保護観察又は不処分であることが分かった。

5 審判前日までの取り組み

少年の非行原因は、自己の特性により集団生活になじむことができず、学校への登校を断念し、不規則な生活習慣を続ける中で、不良交友関係に自身の居場所を見出していたことにあった。特に、少年は、人に対して優しく振る舞い、人に尽くす性格であるが、その性格が、当時の共犯少年らに迎合してしまう方向に働いていた。

私は、少年との接見や面談を通して、非行原因を解消するための方策として、以下の3つが有効的ではないかと考えた。

- ①規範意識を高め、今後周りの人から犯罪行為に誘われた際には、誘いを断る勇気を持つ。
- ②生活リズムを整え、これまでの交友関係とは異なる居場所を見つける。
- ③少年自ら目標を持ち、その達成に向けて努力する経験を積む。

一時帰宅処分後は、数週間に一度、事務所で面談を行い、上記の方策を具体的な行動に落とし込んだ。もらった。

規範意識については、「被害を考える教室」（東京家裁で行っている教育的措置）に参加した後、少年自ら、これまでの交友関係を見直し、共犯少年らとは距離を置く旨述べたほか、今後周りの人から犯罪行為に誘われた際には、誘いに乘らず断

るという決意を述べるようになった。

また、両親の協力を得て、生活リズムを整え、毎日を規則正しく過ごすためのルール作りを行ってもらい、面談ごとに振り返りを行った。

そして何より、少年は高校を卒業することを強く望んでいた。そこで、高校卒業を目標とし、少年自ら両親に相談して、生徒一人一人のペースに合わせて学習できる通信制高校への転入を検討することになった。一緒に通信制高校のホームページを見ながら、「この高校はあんまりかなあ」、「この高校は雰囲気良さそう」と話す彼女の表情は明るかった。

6 審判当日

審判当日。

少年と、少年の母親と家庭裁判所の待合室で待ち合わせし、審判に臨んだ。少年は、これまでの家族との話合いや調査官、弁護士との面談を通じて考えを深め、裁判官の質問に対して、自分の言葉でしっかりと答えることができていた。

処分は、一般短期の保護観察だった。

審判後は、少年と少年の母親からお礼の言葉をいただいた。

7 最後に

初めての付添人活動では、少年との接見や面談、保護者との連絡や面談、高校への連絡、意見書の作成、記録の閲覧や調査官面接等、様々な経験をすることができた。

大変だったことは間違いないが、少年の人生の中の数か月間、付添人としての活動を通して、少年の人生に関わることができたことを誇りに思っている。

今後、少年が大人になっていく過程で、そして、大人になった後も、ふとした瞬間に、「あのとき、私のために一生懸命になってくれた弁護士がいたな……。」と思い出してもらえたら、とても嬉しい。

NF